

NO.	仕様書該当箇所	質問	回答
1	5 - (1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・①在留資格特定技能②在留資格留学との記載がありますが、特定技能人材および留学生の双方の雇用契約成立が必須となるのでしょうか。それとも、①在留資格特定技能のみであっても、雇用関係成立人数の目標を達成できれば問題ない、という理解でよろしいでしょうか。</li> <li>・雇用契約成立の昨年度までの実績について、①在留資格特定技能②在留資格留学それぞれの内訳をご教示いただくことは可能でしょうか。</li> </ul>	<p>雇用関係成立人数の目標120名については、在留資格別の内訳の設定はありません。このため、在留資格「特定技能」「留学」の両者の雇用契約成立を必須とはしておりません。</p> <p>昨年度までの実績については、以下のとおりです。</p> <p>令和4年度：①特定技能42人、②留学7人      令和5年度：①特定技能68人、②留学16人      令和6年度：①特定技能83人、②留学7人</p>
2	5 - (3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の説明会の実施について、想定されている回数はありますか。</li> <li>・また昨年度の実績（回数や参加者数）も、可能な範囲でご教示いただけますでしょうか。</li> </ul>	1年間における雇用関係成立人数の目標が120人であることを踏まえ、必要な回数を実施いただければ、想定回数や制限などはありません。